

近の入出国年月日を記載させる。

- ⑩ 「犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。）」

犯罪を理由とする処分を受けたことがある場合には、罪名及び処分内容等を具体的に記載させる。

- ⑪ 「申請人又は法定代理人若しくは入管法第7条の2第2項に規定する代理人」

実際に申請を行い又は申請取次者に申請書等の提出を依頼した申請本人、法定代理人又は入管法第7条の2第2項に規定する代理人について記載させる。

- ⑫ 申請人（法定代理人等）の署名

前記⑪に係る申請本人等に署名させる。

- ⑬ 申請取次者等

申請取次者による申請の場合に必要事項を記載させる。

（注）申請受付時において記載事項に訂正、削除等が必要であることが判明した場合において、当該申請を取り次いだ行政書士等が該当部分を特定し、自ら職印を用いて訂正印を押印し、その付近の空白部分等に修正をした旨の表示があるときは、当該申請を受付して差し支えない。この場合、修正を施した申請書の写しを当該行政書士等に手交し、その申請書写しに「上記修正につき、事実に相違ありません。」等の文言を付して申請人の訂正印を受けた上で改めて提出させるものとする。

（イ）所属機関等作成用

「勤務先又は所属機関、代表者氏名の記名及び押印」

申請本人が所属する所属機関の代表者による氏名の記名及び法人又は法人の代表権を有する職員の名義（法人名の記載されているものに限る。）印の押印が必要である。私印については認められない。ただし、上場企業等一定の規模を有する企業等の場合で、事業部、人事部等が当該外国人の入国・在留手続を担当しているときは、当該部長等の記名及び法人又は当該職員の名義（法人名の記載されているものに限る。）印も使用することができる。

所属機関が教育機関である場合については、学長、学部長（留学センター等が留学生の在籍管理を行っている場合は当該センター長）等の記名及び教育機関名義又は当該職員の名義（教育機関名の記載されているものに限る。）印を使用させる。

なお、公立の小中学校に入学を希望する者に係る申請において、申請書（所属機関等作成用）を居住予定先の市町村の教育委員会の職員が作成した場合は、教育長